

2026年6月19日

佐賀県弁護士会・会長 永尾 竹則 様
弁護士

藤田法科学研究所・所長



薬学博士・薬剤師・臨床検査技師・甲種危険物取扱者

DNA型鑑定資格・立命館大学客員研究員

佐賀県警察（以下「佐賀県警」という。）科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）の元技術職員（元主査。以下「対象職員」という。）によるDNA型鑑定の不正行為（以下「本件不正行為」という。）について、警察庁は、令和7年10月8日から佐賀県警に対する特別監察を開始し、令和8年6月4日に最終報告を公表した（以下「最終報告」という。）。

本最終報告に対する当職の意見は、次のとおりである。

なお、本最終報告から引用した箇所は、『』で示した。

意見報告書

第1 最終報告について

1. 鑑定件数の正確性について

『注：1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件とする。』としているが、検証（監察）するに当たっては、鑑定資料数とDNA型鑑定対象物（サンプル）数が重要である。それらが複数であっても鑑定件数1件として、まとめられていることは正確性に欠ける。

当職の2026年2月12日に公表された特別監察中間報告（第2回）に対する報告書（意見）においても、「事件数と件数を正確に把握していない。1つの事件に鑑定嘱託書が複数送付されること、同嘱託書に複数の鑑定資料が記載されていること、1つの鑑定資料にDNA型鑑定の対象物が複数付着していること（例えば、上着に付着の複数の血痕）は、まれではない。正確ないわゆるサンプル数を把握してないことは、概要の域を出ず、本検証の根幹を揺るがすものであり、次表のような記載例にすべきである。」と指摘していたが、改善されていない。

事 件	鑑定嘱託書	鑑定資料	DNA型鑑定対象物	不適切類型
殺人事件	嘱託書①	上着	血痕ア	[4]
			血痕イ	[3]
			唾液	[6] - 3
		ズボン	血痕	[5]
	嘱託書②	被疑者の唾液	唾液	[2]

2. 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の実施体制について

『対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年7月から令和6年10月）における佐賀県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定の実施体制（所長、副所長を除く。）は、5～6名であり、佐賀県警察科学捜査研究所に対するDNA型鑑定嘱託件数は、毎年、約1,000件である。』としているが、検査（サンプル）数は鑑定嘱託書数、いわゆる件数の数倍になる。

DNA型鑑定担当者1人当たりの処理件数は、年間約200件（サンプル数はその数倍）であり、DNA型検査の他に、血痕・体液・微物（毛髪・細胞など）の検索、予備検査が加わると膨大な業務量になる。

その上、捜査本部事件では、捜査側から犯人に結びつく迅速で良好なデータを求める強い要求により、科捜研技術職員（研究員）は心身ともに疲弊する。

現在、日本の警察が採用しているDNA型は21種類の型であり、それらがすべて検出されると565京人に1人という桁外れの個人識別度になり、「指紋以来の鑑識科学の画期的な革新」といえる。つまり、世界人口約83億人として、一卵性双生児以外、同じDNA型の人は約7億個の地球を集めても1人しか存在しないということである。したがって、1人を構成する約37兆個の細胞のうち、理論上167個の目に見えないヒト細胞からDNA型が検出可能とされているため、犯罪現場では必要以上に犯人が触れたであろう箇所から鑑定対象物が採取され、科捜研に送られてくる。

日本の警察がDNA型鑑定を平成2年に導入し、その後、機械化、試薬のキット化などにより急速に発達した結果、全国的な傾向として鑑定資料が膨大な数となったが、人件費が都道府県の予算から賄われているため鑑定担当者の必要人員の増強ができなかった。警察庁及び都道府県警察は、DNA型鑑定業務の急増を十分に想定し得たにもかかわらず、中長期的な人員・設備体制の強化を図ってこなかった。そのことが本件不正行為の背景要因の一つであった可能性がある。

3. 特別監察における対象職員による鑑定の実施状況の確認結果について

『対象職員が単独で実施した643件の鑑定について確認したところ、20種類（佐賀県警察が確認した9種類に加えて11種類）の不適切な取扱いが確認された。』としている。佐賀県警の調査と特別監察による本件不正行為の類型数の違いがあるということは、さらに第三者検証が必要である。

『特別監察において確認された20種類の不適切な取扱いのうち、鑑定（再鑑定を含む。）結果に実質的な影響が出るおそれがあったものは7種類であった。』としているが、本来の鑑定資料を検査していない、異なる鑑定資料を検査した、検査していない、別のデータの流用、残余資料の紛失など悪質であり、本来、検出できたであろう犯人のDNA型が検出できず、再鑑定も不能であり、捜査に対する影響は大きい。

『残りの13種類は、対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかったもの12種類（内訳）検査・解析に関するもの7種類、書類

の記載・資料の取扱い等に関するもの 5種類、対象職員による不適切な取扱いは認められなかったが、鑑定作業が不十分であったもの 1種類であった。』としている。本来の検査法と異なるコントロール、アレリックラダー、サイズマーカーのデータの流用、解析条件の変更、ワークシートの不適切な記載などを行っており、検査法の正確性を担保していない。したがって、『鑑定結果に実質的な影響はなかったもの』とは、説得力に欠ける。DNA型鑑定における日本DNA多型学会、日本法医学会などが学術的に認証した、かつ明文化された検査法（マニュアル）を、警察庁科学警察研究所（以下「科警研」という。）が作成していないことも問題である。

4. 対象職員による不適切な取扱いの特徴について

特徴は3つに分類されているが、すべて対象職員が上司の決裁を得るために行った本件不正行為である。

科捜研所長はDNA型鑑定を十分理解していない警察官（警視）であること、同じ法医学系の上司であっても膨大な業務量で業務管理までに傾注できなかったことが本件不正行為を見抜けなかったものと思料される。また、犯人に結びつく迅速で良好なデータが評価される警察組織にも問題がある。

『対象職員が単独で実施した鑑定 643 件（DNA型鑑定 632 件、DNA型鑑定以外の鑑定 11 件）のうち、239 件（佐賀県警察が不適切とした 129 件に加え、110 件）のDNA型鑑定に第1-2(2)の不適切な取扱いがあることが確認された。』としているが、不適切な件数が大幅に増加している。前述のとおり、さらに第三者検証が必要である。

5. 特別監察における捜査・公判への影響の有無の確認結果について

特別監察において不適切な取扱いが確認された 239 件のDNA型鑑定について詳細に記述しているが、『犯人を特定し、検挙するために実施したDNA型鑑定で当該鑑定に関する事件が捜査中のもの又は時効が成立しているもの（以下「捜査中・時効のもの」という。）の中に、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」ことが鑑定機器等に保存されている電子データや再鑑定結果から確認されたものはなかった。』として、『「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じているものはなかった。』と結論づけているが、鑑定資料の経時変化により、再鑑定でDNA型が検出されないこともある。それらの消極的な結論は、逆に本来判明したはずの被疑者を特定できた可能性を示唆している。DNA型が検出されていない事案ほど、厳格な検証が求められる。

捜査中・時効のものうち 29 件（捜査中 21 件、時効 8 件）については、『鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されておらず再鑑定が実施できていないことなどから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性を排除しきれないため、「本

来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかつた。』、捜査中・時効のものうち8件（捜査中6件、時効2件）については、『対象職員が適切に鑑定を行ってれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかつたことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかつた。』としているが、DNA型が検出された場合、警察庁データベースを用いた被疑者・余罪照会により、犯人逮捕に繋がることは周知の事実であり、捜査への支障が生じた可能性は否定できない。つまり、捜査機会が失われた可能性があるといえる。

科学鑑定において正確性を保証するため再鑑定で再現性を確認することは、重要で基本である。再鑑定できなければ、DNA型が検出された可能性、真犯人が特定できた可能性や、捜査が進展した可能性があり、科学的には影響の有無を証明する証拠が失われたものと判断するのが妥当である。

『本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた』と強調して、国民に理解を得ようとする意図が感じられる。DNA型鑑定は誤認逮捕の防止だけではなく、真犯人の特定、事件解決、冤罪絶無の大きな国家治安の根幹的な役割を担っている。

『対象職員による鑑定結果で公判に使用されているものはなく、公判に影響はなかつた。』、『対象職員による鑑定結果により行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じているものはなかつた。』としているが、DNA型が検出できていれば、事件処理方法は変わっていたものと思料される。

6. 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策について

『平成28年8月から8年以上の長期間にわたり不適切な取扱いが行われ、また、その間、誰もその不適切な取扱いに気づけなかつたことを踏まえ』としているが、前述の警察官（警視）の科捜研所長、法医係技術職員（研究員）の慢性的な不足による管理不足の結果、発生した事案といえる。つまり、警察組織としては管理体制が十分でなかつた。

組織マネジメントと職員サポートの強化として、『人材の育成等人的課題への組織的な取組』として、本件不正行為発覚後、佐賀県警科捜研法医係の研究員を福岡県警に研修のため派遣したとの報道があつたが、そのため技術職員（研究員）が1人減り、法医係に混乱を招いたものと思料される。

『正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底』としているが、科捜研技術職員（研究員）は科学者としての倫理観が醸成できる組織でなければならない。科学において、研究不正は「競争による欲望」と「倫理観」の葛藤によるものとされているが、科捜研においても同様に、「功績・昇進」と「真実追究・正義」との葛藤が存在する。

『身上把握の徹底』としているが、当職が科捜研勤務時代、警察官の上司から、「警察職員はプライバシーはない」と言われたことがある。個人として否定された言動であり、現代においても警察組織では常識とされている。結語でも記述するが、調査票や勤務評定票にキャッシュカードの所持数、借金の状況、所持する車の車種・車番、親族の警察職員などの記載欄がある。自宅で飲酒するのでさえ、届け出が必要な警察署もある。警察組織特有の文化や慣行が、一般社会の感覚と乖離しているとの指摘もある。業務に関係ない過度の身上把握は、非違事案防止には、逆効果であることを認識しなければならない。事実、警察職員の非違事案は枚挙にいとまがない。

『マネジメント教養の機会の提供：幹部職員にマネジメント教養の機会を提供し、人材育成、組織運営及び業務管理に必要な知識や技能を身に付けさせる。』としているが、幹部自身が「部下に権限、上司に責任」という基本姿勢を貫かなければ、部下は科学捜査に邁進できない。事実、処理能力を遙かに超えた鑑定資料の鑑定を拒否せず受諾したことを挙げて、基本姿勢の欠如といえる。科捜研技術職員（研究員）、特に幹部が科学者としての倫理観醸成研修を受ける必要がある。

『風通しのよい組織づくり』としているが、内部告発につながる可能性も踏まえ、少人数のミーティングなどは慎重に実施する必要がある。

『必要な体制の持続的な確保』、『業務量の調整』、『不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計』としているが、まさしく警察組織、幹部の不適切な対応項目である。会社組織であれば、適材適所の原則で営利活動をしているが、階級社会の警察組織は業務量の増加は機動隊のような人海作戦で処理しろという命令がなされる。鑑定嘱託を拒否すれば、「仕事をしたくないのか」、「命令に背くのか」という階級社会特有の法科学とは無縁の圧力がかけられる。

『日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握』、『不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計』としているが、これらの項目も過度な業務管理と思料される。DNA型鑑定を担う法医係は、もともと、化学・物理・心理・文書などの他の係との極端な業務量、待遇面のアンバランスによる不公平感を抱いている。その上、毎年、科警研に対して他の係にはないブラインドテスト結果報告、試薬・機器・施設の管理票の提出義務があり、業務量の増加に拍車を掛けている。

『DNA型鑑定作業の厳格化・標準化：鑑定作業の複数人によるチェック、ワークシートの作成等に係る実施要領の明確化、決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認、分析結果の印刷物への分析月日の明示、鑑定業務全般の適正性に関する定期的な検証の実施』や『電子データや鑑定資機材の管理の徹底』の細かな項目は、実際の業務のうえで到底、実施できることではない。現実として実施可能な項目にするべきである。

『DNA型鑑定の適正な運用の徹底：「DNA型鑑定の運用に関する指針」に基づく鑑定資料や鑑定書等の取扱いの徹底、鑑定の経過の記録及び鑑定の実施の判断に当たっての留意事項の徹底』について、『「DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）」（令和6年3月29日付け警察庁丙鑑発第14号ほか）、警察庁が都道府県警察に示している「DNA型鑑定の運用に関する指針」を遵守』としている。しかし、そ

れらより日本DNA多型学会が示しているDNA鑑定の指針（2019年）に基づき鑑定し、学術的に保証されなければ正確性・信頼性・公正性は担保されない。

『DNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施』で『鑑定業務の合理化・効率化』としているが、科捜研所長をはじめ、法医係幹部は不断の決意で臨まなければ実現できない。『警察署との連絡窓口の設置等』として、事務職員を採用したと報道された。DNA型鑑定技術職員（研究員）の事務的業務負担を軽減するためとしているが、嘱託員としての職員であれば比較的容易に採用でき、遅きに失したといえる。

7. 佐賀県警察が行っている取組について

再発防止策として、『職員の倫理観のかん養、鑑定作業のチェック機能の強化、決裁時における確認の厳格化、佐賀県警察科学捜査研究所の体制強化、職員教養の充実、外部からの指導』を挙げている。研修には、冤罪を証明した法医学者、弁護士などの立場が異なる有識者の講演を聴き、真の科学捜査のあるべき姿を認識する必要がある。体制強化については、令和8年4月にDNA型鑑定担当者2名を採用しているとのことであるが、対象職員の懲戒免職のため実質1名の増員である。しかし、DNA型鑑定担当技術職員（研究員）になるためには、法医係での血液、体液、毛髪などのDNA型以外の検査を習得しなければならないので、その期間は数年掛かる。したがって、本件不正行為発覚時からDNA型鑑定担当技術職員（研究員）は実質的に1名の欠員の体制であり、前述の詳細な管理が実施できる可能性は低い。

8. 佐賀県警察における調査に関して判明したその他の事項について

『佐賀県警察の調査と特別監察で不適切な取扱いに差が生じたことについて』は、佐賀県警の調査と警察庁の特別監察における考え方・知識・確認事項・調査体制の違いを挙げているが、『鑑定結果送致件数』と同様、第三者の検証ではさらに差が生まれるものと思料される。

『事案発覚後に残余資料の紛失・偽装が行われたとされていることについて』には、『鑑定において不適切な取扱いを行った可能性がある職員に、事案発覚後も鑑定業務に関連する残余資料を取り扱わせることとした措置は、不適切であった。』としている。事件に臨むときは、最悪のことを考えて、捜査範囲を広げる。そして、事実判明により、効率的に絞り込むという刑事警察の教えがある。その観点からいえば、本件不正行為発覚時は軽微な事案と見ていたのであろう。対象職員は、即時に業務停止にすべきであった。

9. 特別監察の結果を踏まえた警察庁の取組について

『都道府県警察に対する再発防止策の徹底とモデル業務マニュアル等の作成』には、『業務監察等を通じて都道府県警察における先進的な取組を調査し、その結果も踏まえてモデル業務マニュアル等を作成する。』としているが、各都道府県のモデルでなく科警研が主導でマニュアルを作成する義務がある。

『都道府県警察に対する指導体制の強化』には、『警察庁刑事局に置かれているDNA型鑑定指導官の下に必要な体制を整備し、都道府県警察に対する指導体制を強化する。』としているが、DNA型鑑定員の増員は都道府県の予算によるので、かつてのように科捜研だけの努力依存でなくDNA型鑑定指導官の積極的な働きかけが必要である。

『科学捜査研究所に対する定期的な監査の実施、不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣』については、科捜研に過度の負担を強いることに配慮し、効果的に実施されなければ、かえって逆効果となるおそれがある。

『部外有識者からの積極的な意見聴取』については、前述のとおり、冤罪を証明した法医学者・弁護士の意見も受け入れる必要がある。

『科学捜査研究所の機能集約に向けた検討』については、警察庁及び科警研の強いリーダーシップをもって、第三者機関の法科学鑑定所を設立し、科捜研におけるDNA型鑑定技術職員（研究員）の業務負担の軽減を図ることが望まれる。

『捜査部門における合理的かつ的確なDNA型鑑定嘱託の推進』については、『合理的かつ的確なDNA型鑑定嘱託が捜査部門において実践されるよう都道府県警察に継続的に指導を行う。』としている。特に、捜査部門の過度な嘱託については、警察組織を挙げて、効率的かつ合理的な鑑定依頼を推進する必要がある。例えば、現場に個人識別の最たる被疑者の指紋が検出されているのに、念のためDNA型鑑定を依頼するのは鑑定業務の増加に繋がる。

『他の職員からの聞き取りによると、対象職員がDNA型鑑定を行う必要性に疑問を持っていた案件があった。』については、今回の本件不正行為に至った理由を物語っており、警察組織は重く受け止めなければならない。

10. おわりについて

『対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったものが確認されたところである。』としているが、科学的には捜査への影響がなかったとはいえない。

『特別監察においては、佐賀県警察の調査において不適切な取扱いが確認されていなかった鑑定の中に、不適切な取扱いのあるものが新たに110件確認された。110件のほとんどは鑑定結果に実質的な影響はないものであったが、「対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定」が2件あったことが確認されており』としているが、再鑑定は客観性・正確性を保証するものであり、特別監察では特に慎重に調査する必要がある。そのうえ、第三者の検証も必要である。

『特別監察の結果を踏まえ、警察庁として行うべき事項も認められたところであり、「都道府県警察に対する再発防止策の徹底とモデル業務マニュアル等の作成」や「都

道府県警察に対する指導体制の強化」、「科学捜査研究所に対する定期的な監査の実施」により都道府県警察に対するDNA型鑑定に係る指導等を強化するとともに、本事案を踏まえ、万一、「不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣」に備えることとし、また、「部外有識者からの積極的な意見聴取」や「科学捜査研究所の機能集約に向けた検討」、「捜査部門における合理的かつ的確なDNA型鑑定嘱託の推進」にも取り組むなど、警察庁として必要な対策を講じていく所存である。』としているが、科警研、科捜研共に大学などに義務づけられているような外部機関の認証評価を受けて、信頼性を確保する必要がある。

11. 外部有識者（玉木京都大学名誉教授、青木名古屋市立大学名誉教授）の意見について

『確認項目:事前準備』において、両名誉教授から『意見聴取を実施し、その内容を反映』とし、また2025年11月27日に公表された、第1回の中間報告に『「鑑定の実施状況」の確認については、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家を中心に、外部有識者（玉木京都大学名誉教授、青木名古屋市立大学名誉教授）から意見を聴取し、その内容を反映して作成する手順に従って実施する。また、確認の結果についても意見の聴取を予定している。』とのことであったが、その内容が本特別監察報告書では具体的に記載されていない。

第2 結語

1. 最終報告について

捜査への影響、再鑑定不可能、DNA型不検出、警察庁も含めた組織的責任に対して十分な検証が実施されたとはいえず、さらに第三者による調査・検証が不可欠である。

当職の論文「DNA型鑑定における精度管理～誤鑑定の防止策～・藤田義彦（犯罪学雑誌 第77巻第5号131－146頁，2011年）」は、平成22年度司法研究員（3名の判事）の研究報告を著した「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方（法曹界）、平成25年」において数多く引用されている。警察庁、科警研及び各科捜研が、本論文で提唱した精度管理の手法を真摯に受け止め、忠実に実施していれば、今回の鑑定不正事案は発生しなかったものと思料される。

足利事件では、当時のDNA型鑑定によって有罪判決が言い渡された一方、その後、再鑑定により再審無罪となった。この経緯を教訓とするならば、科学捜査、特にDNA型鑑定は、真実の追究、冤罪絶無の最後の砦として機能しなければならない。そうでなければ、法治国家として国民の信頼を得ることは困難である。

2. 警察組織における科捜研について

当職は、2026年2月12日に公表された特別監察中間報告（第2回）に対する報告書（意見）においても指摘したところであるが、改めて科捜研の現状における問題点を提

起するとともに、鑑定不正を防止するための具体的方策を以下に示す。

当職の論文「「法科学研究所」創設の提言－冤罪のない安全と安心の社会を目指して－・藤田義彦（犯罪学雑誌 第81巻第1号3－15頁，2015年）」及び「犯罪捜査におけるDNA鑑定の問題点・藤田義彦（犯罪学雑誌 第82巻第3号74－79頁，2016年）」に著しているとおおり、理想的には科捜研を第三者機関に設置して、公平性・客観性・正確性・学術性を高める必要がある。真の科学捜査は、ひいては国民の安全と安心に繋がる。

警察組織では真の科学捜査を遂行するには、様々な問題を抱えている。2012年、和歌山県警科捜研の主任研究員が、交通事故の自動車運転過失致死容疑などでの捜査で、証拠品の繊維や塗膜片の鑑定結果を上司に報告する際、分析内容を示す図として、実際の鑑定ではなく、過去の鑑定の際に作った資料を流用して添付、決裁を受けたとの不祥事案が発覚した。翌年、証拠隠滅と有印公文書偽造などの罪で懲役2年執行猶予4年の有罪判決が言い渡された。主任研究員は「見栄えが悪かったから、過去の資料を使った」とのことであるが、裁判では職場環境にも問題があると指摘された。佐賀県警のDNA型鑑定と和歌山県警の繊維・塗膜鑑定では、鑑定対象物は異なるが不正内容は類似している。また、両対象職員が鑑定業務に精通した主査、主任の役職であることは、警察組織における科捜研に失望し、勤務意欲を喪失した可能性があるとして、当職の経験から推察される。まさしく、科捜研が警察組織に属している故の不正である。警察官に早く、良好なデータを示し、捜査に寄与することが評価される組織である。そのような不正が発生しやすい構造的背景が存在していたと考えられる。最近では、神奈川県警の警察官が不適切な方法でスピード違反を取り締まり、検挙件数の実績をあげたことから組織体質が理解できる。

特に、DNA型鑑定については、分析機器の発達にともない2003年以降、急激に鑑定件数が増加し、それに対応した人員・施設・体制の充実が図られていなかったため、法医系の担当技術職員（研究員）の業務量は化学、物理、心理、文書などの他の係より、はるかに増大した。しかし、科捜研では相応の処遇がなく、不公平感は増すばかりであった。当職は、県警科捜研に勤務していたとき、そのことを科警研のDNA型鑑定の管理・指導担当研究員に意見具申したが、真剣に受け止められなかった。

2026年2月24日、佐賀県警は会見において科捜研で発覚したDNA型鑑定の不正問題を受け、定員を今春から14人から17人の体制で、3人増員（技術職員（研究員）2人、警察官（警部）1人）すると発表した。これまでは、技術職員（研究員）が副所長を兼務し鑑定に加え人事管理やチェックなどをしてきたが、2026年度から技術職員（研究員）ではなく、警察官（警部）が管理業務を担う方針である。これは、当職が危惧していたことである。階級社会が科捜研にも適用された故に、鑑定における本件不正行為が発生した可能性があり、警察官（警部）が科捜研の管理業務を担うことになれば、さらに階級社会の弊害が科学に忠実な科学捜査に及ぶことになる。そのうえ、対象職員が懲戒免職で1人欠員となり技術職員（研究員）2人採用しても、実質的に技術職員（研究員）は1人だけの増員であり、到底、膨大な鑑定業務には対

応できない。

某県警の科捜研で副所長が管理体制強化の目的で、技術職員（研究員）から警部に替わった。その結果、さらなる管理の期待を担った警部は階級社会をさらに導入し、科学捜査の本質を無視した建前の管理を行った。技術職員（研究員）は警部の命令に従い、意見具申も十分にできなかった。混乱を招き、技術職員（研究員）の間には疑心暗鬼が生じた。真の科学捜査遂行のための職場環境作りが必須であり、不必要な管理は逆効果である。

科学者としての倫理観を持ち発言力のある技術職員（研究員）が科捜研の所長・副所長となり、警部1人の増員はDNA型鑑定担当の技術職員（研究員）に替えるべきである。新規採用の技術職員（研究員）は、信頼性のあるルーチンワークやDNA型鑑定ができるまでに、数年の研修、経験を積み重ねる必要があるため、警察官でなく技術職員（研究員）の増員要求に対して猶予はなく、早急な対応が求められる。

都道府県警察はもとより、科警研、犯罪鑑識官、DNA型鑑定指導官をはじめとする警察庁は、科捜研、特にDNA型鑑定担当係の現状を把握し、実効性のある対策を講じなければ、鑑定不正という安全と安心の社会を揺るがす同じ過ちは繰り返される可能性は否定できない。

おわりに、2014年4月4日、徳島新聞に掲載された当職の「警察の不祥事根絶・真の社会正義実現を」と題した「時評とくしま」を示す。

「徳島県警の警察官が販売目的で警察手帳を偽造した事件が2012年にあった。これにより一定期間の飲酒会合厳禁などの綱紀粛正が行われた。そのためか13年は全国で唯一、懲戒処分者がゼロとなった。

しかし全国の警察官と事務・技術一般職員を合わせた約29万人のうち、13年中に懲戒処分を受けた警察官・職員は389人（うち逮捕者86人）に上り、依然高い水準にある。その一部はマスコミに実名で大きく取り上げられ、組織のみならず社会的にも制裁を受けている。

警察官・職員は採用時、社会正義の実現を目指して夢と希望に満ちたスタートを切ったはずだ。しかし長年、勤務していると人によっては厳しい競争や規律、評価・昇任・懲罰の格差などに矛盾を感じ、倫理を逸脱した通常の人としては考えられない犯罪を起こすケースがある。そしてひとたび不祥事が起こると、中には職務体制の不備が原因であっても個人の責任が問われ、組織としての対策が遅れることもある。

警察官・職員がより高い倫理観を求められるのは当然だ。だが長年、警察職場に身を置いていた私の経験から見れば、不祥事は個人だけでなく組織や制度にも原因がある気がしてならない。

警察官・職員は趣味や嗜好（しこう）、クレジットカードやパソコンの所有状況、借金の状況などを届け出なくてはならない。ほとんどプライバシーはなく、不祥事防止のための職員通報制度は悪意に捉えられる傾向がある。また悩み事相談をすれば、マイナスに働き、建設的な意見具申をしても組織の不適格者というレッテルを貼られてしまう。それらがストレスとなり、精神的に疲弊して本来の治安維持、被害者救済

に集中できない状況が生まれているのではないか。

甘えは決して許されないが、必要以上に厳しすぎる内部規律も不祥事の一因だと考える。例えば、個人的に飲酒する際、日時や場所、相手を届け出なくてはならない。これは飲酒絡みで不祥事が多発したため、ある県警で始められたものだが、すぐに全国の都道府県警察にも導入が広がった。家庭内での飲酒も届け出が必要な警察署もあるようだ。

規律というものは緩むことがなく、厳しくなる一方である。組織論が専門の太田肇教授（同志社大）は「団結力や技能伝承が失われる非常識な組織であってはならない。減点評価なので何もしない人が評価される危険性がある」と指摘している。

「部下に権限を付与し、上司に責任義務を負わす」一。そんな当たり前の体制を重視するべきだ。信賞必罰による客観的で正当な職員に対する評価がやる気を起こし、不祥事を減らす。警察は組織の在り方を見直し、勸善懲悪の社会実現へ向け邁進してほしい。」

以 上